

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

外国人従業員と配偶者控除等

経済のグローバル化が進み外国人が日本国内で働くことはもはや珍しいことではありません。外国人従業員に対して支払う給与についても、源泉徴収事務が生じます。

例えば、その外国人従業員が居住者で控除対象配偶者や控除対象扶養親族を有していれば、配偶者控除や扶養控除を適用し源泉徴収をすることになります。従業員が単身来日し、家族は本国で暮らしていても、従業員本人が定期的に家族に生活費等を送金するなどしていれば、扶養控除や配偶者控除の適用対象となります。この場合、たとえその家族が本国で収入を得ていても、合計所得金額はゼロとなるため、配偶者控除や扶養控除が適用できることとなります。

配偶者控除や扶養控除は、「居住者」が「控除対象配偶者」又は「控除対象扶養親族」を有する場合に適用できます。

「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人」が居住者に該当します。国内に住所を有するか否かは、客観的事実によって判断されますが、国内での勤務が 1 年以上の予定であれば、居住者と推定されます。控除対象配偶者や控除対象扶養親族は、「合計所得金額が 38 万円以下」で、「居住者と生計を一にする」者であることが要件とされています。

合計所得金額には、非居住者が外国で得た収入は含まれないため、外国で暮らす家族が本国でどれだけ収入を得ていても、合計所得金額はゼロとなり、合計所得金額 38 万円以下の要件を満たすこととなります。

生計を一にするか否かは、家族と同じ家に住んでいなくても、常に生活費等を送金するなどしていれば、生計一と認められます。送金の事実が確認できるように、単身来日している外国人の従業員には振込票などを会社に提出しておくべきでしょう。

なお、一夫多妻制が法律で認められている国の場合、配偶者が複数人いることがありますが、控除額は一律 38 万円となります。一方、扶養控除は控除の対象となる 16 歳以上の扶養親族(6 親等内の血族など民法上の親族。配偶者を除く)の人数×38 万円を控除できます。

ゴルフ会員権の損益通算廃止 !? ～平成 26 年度税制改正～

去る 12 月 24 日に、「平成 26 年度税制改正大綱」が閣議決定されました。大綱にはゴルフ会員権の損益通算廃止が盛り込まれ、平成 26 年 4 月 1 日以降、個人はゴルフ会員権売買で出した損失について、他の所得から差し引くことが出来なくなることが濃厚となりました。